

施行日

令和 8 年 3 月 31 日

簡易サウナ設備が

火災予防条例に追加されます

主な改正内容

簡易サウナ設備の定義

屋外等で使用するテント型サウナ室及びバレル型サウナ室に設ける放熱設備で、定格出力 6kw 以下のものであり、かつ薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」とします。



簡易サウナ設備の基準等

温度が異常に上昇した場合に、その熱源を遮断することができる手動及び自動の装置が必要です。薪ストーブの場合は、近くに消火器を設置してください。

簡易サウナ設備の設置届出について

個人が設けるものを除き、簡易サウナ設備の届出が必要になります。

詳しくは富士山南東消防本部のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

予防課 055-972-5802

